

生ごみ処理容器で生ごみを自家処理しよう!!



宮崎市では、家庭用の生ごみ処理容器の購入費補助事業を行っています。燃やせるごみの軽量化や、台所やごみ集積所の清潔保持に非常に役立ちます。
希望される方は以下の点にご注意の上、申請いただきますようお願いいたします。

- 受付期間 令和6年4月1日（月）～ 令和7年2月28日（金）
- 対象機種 令和6年4月1日から令和7年2月28日までに店舗やインターネット通信販売等で購入した微生物等の働きにより生ごみを発酵・分解し、減量化・堆肥化させることを目的に製造された容器
※本体と基材等がセットで販売されており価格の分割ができない場合は、補助対象となります。
- 補助額 本体購入金額の2分の1の額（百円未満切り捨て）
ただし、**5,000円が上限**
※障害福祉サービス事業所「向陽園」にて購入したキエーロは**7,500円上限**
※商品券、ギフトカード、ポイント支払い分は対象外
- 申請時に必要なもの
領収書（注1）
預金通帳
補助金交付申請書、同意書、請求書（受付窓口で配布します。）
※必要書類は、**すべて購入者（補助を受けられる方）の氏名で**記入されたものを提出してください。
- 受付窓口 環境業務課、各総合支所地域市民福祉課
各地域センター、各地域事務所
「宮崎市スマート申請」による、オンライン申請も可能です。⇒

宮崎市スマート申請



補助の要件

- ①宮崎市内に住所を有している。
 - ②市税の滞納がない。
 - ③宮崎市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当しない。
 - ④本人又は同一世帯に属する人が、市から、電動生ごみ処理機又は生ごみ処理容器の購入費補助を過去に受けたことがない。又は、前回から10年を経過しており、破損等により使用不能になっている。
 - ⑤本人又は同一世帯に属する人が、市から、過去に生ごみ処理器(コンポスト)の支給を受けたことがない。又は、申請日から10年を経過しており、破損等により使用不能になっている。
- ※購入前に環境業務課に必ずご確認ください。

（注1） 領収書の記載事項

- ① 本体価格のみの税込金額（保証料、取付費等は補助対象外です。）
 - ② 購入者の氏名、販売店名、領収日
 - ③ 商品名
- ※インターネット通信販売を利用された場合、商品到着後1、2日程度経ってから購入されたサイトを開くと「領収書」が発行できる場合があります。
※領収書に必要な項目が全て記載されていない場合は、明細書や納品書を併せて提出ください。

- （注2） 民間の販売店から購入した商品が対象となります。
オークション、フリマアプリなどを介した個人間売買は対象外です。
また、リサイクルショップで購入されたものも対象外です。